

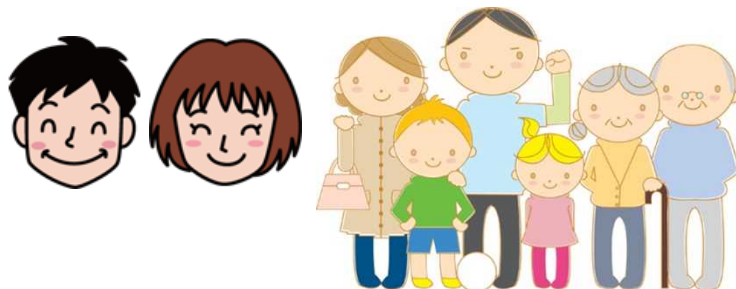
都市中心部など比較的少子高齢化が進んでいる地域においても、高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるとともに、新たな地域コミュニティの担い手となり得る若者・子育て世帯等にとって魅力ある地域づくりを進めるため、市や組織・団体等が行うまちなか暮らし推進の取り組みを支援していきます。

1 スタートアップ事業

(1) 高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかの再生を目指して、暮らしを支えるコミュニティの活性化に取り組むための活動経費を支援

(2) 新たな地域コミュニティの担い手となり得る若者・子育て世帯等にとって魅力あるまちなかの再生を目指して、生活者視点でのまちづくりの推進に取り組むための活動経費を支援

- ・ワークショップ、アンケート調査、組織の構築、基本構想・基本計画の策定等に要する経費を支援
- ・学生(大学)、移住者、専門家等、地域課題の解決に必要な人材の活動経費を支援



2 買い物弱者対策事業

空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において食料・日用品などを供給する事業に要する経費を支援



3 まちなか居住促進事業

まちなかコミュニティの新たな担い手として期待される子育て世帯等若い世代のまちなか定住を促すための空き家改修費等を支援



4 まちなかコミュニティ活性化事業

コミュニティビジネスの起業や、地域コミュニティを再生・発展させる取組、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組等に要する経費を支援



5 まちなか遊休施設活用事業

地域の遊休施設(空き店舗等)を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組に要する経費を支援



まちなか暮らし総合支援事業

事業区分	補助対象事業、補助対象経費	事業実施主体	交付先	補助率	補助限度額 (県費ベース)	申請場所
1 スタートアップ事業	○高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかの再生を目指して、暮らしを支えるコミュニティの活性化に取り組むための初期活動経費 ○新たな地域コミュニティの担い手となり得る若者・子育て世帯等にとって魅力あるまちなかの再生を目指して、生活者視点でのまちづくりの推進に取り組むための初期活動経費 ア ワークショップ、アンケート調査、組織の構築、基本構想・基本計画の策定等に要する経費 イ 専門家、大学(学生)等、地域課題の解決に必要な外部人材の活動に要する人件費、活動費 ・対象:高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会	・組織・団体等で、鳥取県内に活動拠点を有する者	・同左	10分の10	・1地区当たり 100千円	総合事務所又は東部振興課
2 買い物弱者対策事業	[仕組みづくり支援] ○買い物支援の取組に係る検討や福祉や医療分野との連携など付加価値を高めるためのシステムづくり等に要する経費(会議開催費、視察・研修費等)	・組織・団体等で、鳥取県内に活動拠点を有する者	・同左(市については、組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む)	2分の1	・1事業当たり 500千円	とっとり暮らし支援課
	[店舗改装・移動販売車導入等支援] ○空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において必要な食料・日用品などを供給するために必要な以下の投資の助成に要する経費 ア 店舗の購入、改装経費 イ 車両の購入又はリースに要する経費 ※移動販売事業(特定の品目に限定した移動販売を含む)に限り、事業継続のための購入経費も対象とする ウ 事業に必要な設備等購入・リース・修繕経費 エ ハード整備と一体的に実施される事業(PR活動等)に要する経費及び500千円以下の備品購入等に係る経費 など	店舗改装、 移動販売車導入	・市(組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む)	2分の1	・1事業当たり 5,000千円	
	[移動販売車運営経費支援] ○移動販売車の運営に必要な以下の運営費の助成に要する経費 ア 燃料費、イ 車検費用、ウ 修理費、エ 備品購入費(冬用タイヤ等) ただし、食料品・日用品など概ね10品目以上を取り扱う(特定の品目に限定した移動販売事業者間の連携を含む。)移動販売車を対象とし、補助は3年間を限度とした通減方式とする	移動販売車更新		3分の1 (市3分の1)	・1台当たり 3,000千円	
			市負担額の2分の1	・1台当たり 1,000千円 (2年目: 700千円 3年目: 400千円)	総合事務所又は東部振興課	
3 まちなか居住促進事業	[空き家改修等支援] ○まちなかコミュニティの新たな担い手として期待される子育て世帯等若い世代のまちなか定住を、増加する空き家(中古物件等)を活用して促進するための以下の空き家改修費等の助成に要する経費 ア 物件提供者等への支援 まちなか居住意向者に住居を提供するため空き家(中古物件等)の提供者が行う改修の助成に要する経費 イ まちなか居住意向者への支援 まちなか居住意向者に対する空き家(中古物件等)の購入、改修若しくは賃借の助成に要する経費 ウ 市等への支援 まちなか居住意向者に住居を提供するため市等が直接行う空き家(中古物件等)の購入、改修若しくは賃借に要する経費	・まちなか居住意向者、物件提供者 ・市	・市(まちなか居住意向者、物件提供者に補助する場合を含む)	市負担額の2分の1	・1戸当たり 1,000千円	
4 まちなかコミュニティ活性化事業	[コミュニティビジネス支援] ○地域の実情に応じた共助・生活支援サービスや、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウスの運営など、コミュニティビジネスの起業に要する経費	ソフト	・同左(市については、組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む) ・市(組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む)	2分の1	・1事業当たり 1,000千円	
	[活性化事業支援] ○世代間交流・地域間交流などを通じて地域コミュニティを再生・発展させる取組や、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組に要する経費 ア 事業に必要な施設の改修・整備、機器・設備・器具・備品のリース又は500千円未満の備品購入に要する経費 イ 調査・宣伝等に要する経費 など	ハード				
5 まちなか遊休施設活用事業	○地域における遊休施設(空き店舗等)を活用して、ハード・ソフトの両面から総合的に地域活性化に取り組むために必要な経費 ア 遊休施設の改修等に係る経費 イ ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費 ウ 地域活性化のための行事等に係る経費 など			2分の1 (市3分の1)	・1事業当たり 10,000千円	とっとり暮らし支援課

※ハード事業と同時に実施するソフト事業はハード事業を含む